

長久手市と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの
連携と協力に関する協定書

長久手市(以下「甲」という。)と、国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター(以下「乙」という。)は、相互の発展のため連携と協力をすることに合意し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が連携と協力により、学術の振興、産業の発展及び活力ある個性豊かな地域づくりに資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、研究交流、産学官連携、人材育成等を推進する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了1か月前までに、甲または乙より書面による終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長し、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義等が生じた場合には、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年10月6日

甲 長久手市長

乙 国立大学法人東京大学
先端科学技術研究センター 所長





